

## ベトナム社会主義共和国 労働・傷病兵・社会問題省と日本国 宮城県との間の日本へのベトナム人技能実習生・特定技能労働者・技術者の送り出し・受け入れ推進に関する協力覚書

ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省と日本国宮城県（以下「両者」という。）は、宮城県の産業人材の確保に資する技能実習生、特定技能労働者及び技術者（以下「ベトナム人労働者」という。）の人材育成及び送り出し・受け入れプログラムを通して、友好関係を育むことについて共通の関心を認識し、下記について誠意をもって履行することに合意する。

### 第1条：協力の目的

本覚書は、ベトナム社会主義共和国及び日本の法令を遵守しつつ、両国の資源及び強みを活用し、宮城県において技能実習または労働を行うベトナム人労働者の人材育成、送り出し・受け入れプログラムをより効果的に促進することを目的とする。

### 第2条：協力の内容

1. 両者は、宮城県におけるベトナム人労働者の人材育成、送り出し・受け入れの過程における支援に同意する。
2. 宮城県は、相談窓口を設置し、県内で技能実習また労働を行うベトナム人労働者の安全、安心な生活・労働環境を整備するための支援を行う。
3. 両者は、国際交流、ジョブフェア、会議等を通して、ベトナム人労働者の送り出し・受け入れに関する交流と協力活動を推進する。
4. 宮城県は、県内のベトナム人労働者に対して、日本語学習支援を行う。
5. 両者は、任期を終えて帰国したベトナム人労働者の再就職を支援するため、情報交換を行う。

### 第3条：履行規則

1. 本覚書に基づき、両者は毎年定期的にベトナム人労働者の送り出し・受け入れに関する情報を交換し、また、送り出し・受け入れプログラムで生じた問題に対して適切な解決策を提案するものとする。
2. 上記情報交換は、電子メールでの連絡、または、ベトナム社会主義共和国もしくは日本で開催される会議により行われる。

### 第4条：担当窓口

1. ベトナム社会主義共和国側の窓口は、労働・傷病兵・社会問題省海外労働局

が行う。

2. 日本国の宮城県に対する窓口は、経済商工観光部および保健福祉部とする。

#### 第5条：有効期間

本覚書は、調印日から5年間有効であるものとする。両者のいずれかが、有効期間の満了する日の少なくとも3ヶ月前までに、相手に対して本覚書の終了を希望する旨の通知を提出しない限り、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

#### 第6条：一般条項

1. 2年に1度、両者は本覚書の履行状況を検討し、評価するための会議を開催する。
2. 本覚書の修正および追記は、両者の合意により、書面で実施される。修正および追記は、必要な際に行えるものとする。
3. 本覚書の終了は、本覚書の枠組みの下で実施されている活動を中断する、または影響を与えるものではない。
4. 本覚書は、ベトナム社会主義共和国および日本の国際法上の権利及び義務を変更するものではない。
5. 本覚書の締結及び履行は、両国の法律に基づくものであり、両国が加盟している国際条約に反せず、両者の権限に従うものとする。

本覚書の解釈、適用、履行に関する争議は、両者は話し合いにより友好的に解決する。

本覚書は英語で2通作成され、2023年2月3日にベトナム社会主義共和国のハノイで、2023年3月8日に日本の宮城県で署名され、各当事者が同効力の各1通を保有する。

ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・  
社会問題省

宮城県

海外労働局長  
トン ハイ ナム

知事  
村井 嘉浩